



札幌市告示第10号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和7年2月17日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル3階
札幌市教育委員会児童生徒担当部学びの支援担当課
電話 011-211-3821 FAX 011-211-3862

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 令和7年度札幌市立学校における看護師配置事業（北区A）
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までとする。
- (4) 履行場所 実施対象者が在籍する学校
 - イ 実施対象者が利用する児童会館及びミニ児童会館
 - ウ 当該主治医が勤務する病院 ※必要な場合のみ

（5）入札方法 ※委託者との協議により、可能と判断した場合のみ

（日総価による。なお、総価とは、入札書と割印をした入札内訳書（別表）の各項目に見積もった各単価に市が提示した予定数量を乗じた額の合計額をいう。）

（ただし、契約は、入札内訳書記載の各項目について、それぞれ当該金額の60%に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）である「固定分」、当該金額の40%に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）である「変動分」及び「打合せ及び主治医指示確認」に対する単価契約とする。）

（落札決定に当たっては、入札書に記載された総価に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。）

（内訳書の記載事項を基に、各部局にて別途算出された金額を合算した金額をもって落札金額とする。）

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、「その他サービス業」又は「医療業、保健衛生サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先上記1に同じ。

(2) 入札書の受領期限

令和7年2月26日(水)12時00分(送付による場合は必着)

(3) 開札の日時及び場所

令和7年2月26日(水)13時10分

上記1の場所にて開札する。

(4) 入札書の提出方法

別紙の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

5. 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金

又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)

蘇原の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)

までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すこと

もに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、書入札に関わる条件に違反した者

した入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号

の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格

をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。

一せんの子アリハコ(蘇原・品川) 蘭香会員登録申込書(自記用)

。ここにあてて書類を提出する場合は、業者登録用書類(業者登録用書類)を提出する。

主再登録用書類(主再登録用書類)を提出する場合は、業者登録用書類(業者登録用書類)を提出する。

。ここにあてて書類を提出する場合は、業者登録用書類(業者登録用書類)を提出する。

。ここにあてて書類を提出する場合は、業者登録用書類(業者登録用書類)を提出する。

。ここにあてて書類を提出する場合は、業者登録用書類(業者登録用書類)を提出する。